

# 令和5年度事業計画書



社会福祉  
法 人

愛知県共同募金会

# 目 次

I 現状認識 .....	1
II 重点事業 .....	2
III 事業実施計画 .....	3
1 共同募金運動の機運醸成と広報・募金活動の推進 .....	3
2 共同募金目標額の設定及び配分の実施 .....	5
3 顕彰・弔意等の実施 .....	6
4 災害に即応するための支援体制の整備 .....	6
5 共同募金の組織体制の充実・強化 .....	7
6 会務の運営 .....	8
7 受配者指定寄付金(共同募金以外の寄付金) .....	8
8 関連事業 .....	8
令和5年度愛知県共同募金会主要行事・会議等予定 .....	9

## I 現状認識

赤い羽根をシンボルとした共同募金運動は、戦後間もない昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まり、令和5年度で77回目を迎える。戦後復興の一助として始まったこの運動は、地域福祉の推進のため、その時代に合わせた活動を展開してきた。

近年では、一人暮らしの高齢者、核家族世帯の増加などによる家族内の支えあいの低下や、社会構造・住民意識の変化による地域でのつながりの希薄化が指摘され、虐待、孤立死、老々介護、ヤングケアラーなどが社会問題化するなど、地域の課題は複雑・多様化している。

さらに、長く続いた新型コロナウイルスの影響による先行きの不透明感は、未だ払拭されたとはいえ難く、加えて物価の上昇が続いており、経済的な困窮、地域での孤立、家族の介護や不安定な雇用による精神的な負担感の増加など、さまざまな生活課題をより深刻化、長期化させている。

一方でこのようなきだからこそ、人々が「助けあい」、「支えあい」、「思いやり」の重要性を再認識する契機にもなっており、また、コロナ禍における人同士の接触が制限される状況は、我々の多くが、日常的にも誰かとつながっていること、誰かを支えたり支えられたりしていることの大切さを改めて気づかされた。

共同募金は、日本有数の「助けあい」運動として根付いてきており、地域における住民主体の福祉活動の財源醸成という重要な役割を担っている。多様化する資金ニーズに適切に 대응していくため、その時々々の社会課題、地域課題、生活課題を解決するために必要な配分を強化し、積極的に役割を果たしていくことが求められている。

また、共同募金会における募金及び配分は地域社会における必要不可欠な「民間財源の循環のしくみ」であり、「地域共生社会」実現につながるものと考えられる。

このようなことから、本会では、共同募金運動のさらなる活性化を図るため、市区町村共同募金委員会との連携を強め、従来の福祉分野への支援に加え、顕在化した新たな課題の解決に向け、関係機関の協力を得ながら県民の皆様の共同募金への一層の理解と協力が得られるよう努めていかなければならない。

## II 重点事業

### 1 共同募金活動の積極的な展開

- 共同募金運動の活性化に向け、市区町村共同募金委員会を訪問しての意見交換を継続するとともに、今後の共同募金運動のあり方について具体的方策を検討する場を設ける。
- キャッシュレス化に対応するため、スマートフォンの決済アプリやインターネットを通じた募金方法の周知により一層努めるなど、効果的な新たな募金運動に積極的に取り組む。
- 課題解決のためのテーマを設定した募金や新たな寄付者層に対する募金活動を推進する。
- 企業等の社会貢献に協力するため、多様な寄付プログラムを提案し持続的な関係を構築する。
- 地域における共同募金運動の実施体制の整備や募金増強のために、市区町村共同募金委員会が行う事業を支援し、共同募金運動の発展を図る。
- 地域の新しい課題に対応した活動への配分や共同募金運動の活性化を図るための組織基盤として、中央共同募金会「70年答申」で推進することとされている「共同募金委員会」への移行を推進する。

### 2 地域福祉推進のために

- 市区町村共同募金委員会や社会福祉協議会を始めとする関係機関と連携を図りながら、特定の地域課題を解決するための「地域の課題解決事業」を推進し、地域住民等が主体的に地域課題を解決する活動を支援するとともに、地域福祉の推進を図るため、時代の新しい動きに柔軟に対応した配分を推進する。
- 既存の制度やサービスでは対応できない課題や社会的孤立や生活困窮など地域における課題を解決のため、全国共通助成テーマに「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」に同調した事業を推進する。
- 県全体で共同募金運動の活性化に向けた取り組みを行うため、各種研修会や意見交換会等を通じ共通認識を図るとともに、募金活動事例の共有を進めるなど、市区町村共同募金委員会との連携を強化する。
- 防災・減災対策等、万一の災害に備えた取り組みに対する支援を充実する。

### Ⅲ 事業実施計画

#### 1 共同募金運動の機運醸成と広報・募金活動の推進

事業内容	具体的な事業展開
(1) 広報・募金活動の推進	<p>県民に理解と協力が得られるよう、関係機関の協力いただきながら、積極的に広報・募金活動を展開する。</p> <p>① 報道機関の協力のもと、広く県民に向けた情報を発信する。</p> <p>ア テレビ・ラジオ局に対して募金PR素材を提供し、放送の協力を依頼するなど報道機関等へ働きかける。また、「大型ビジョン」を活用した共同募金PRビデオの放映を依頼する。</p> <p>イ 県政記者クラブに対して報道向け資料を配布するなど、記事掲載の協力を依頼する。</p> <p>② 共同募金運動ポスターの掲示による広報を関係機関に依頼する。</p> <p>③ 広報紙、報告書を発行し、理解促進に努める。</p> <p>④ インターネットによる情報発信、募金への協力促進</p> <p>ア ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用し、若い世代への情報発信を充実させるとともに、二次元バーコードをリーフレット等に掲載し、使いみちの周知、充実を努める。</p> <p>イ インターネットを通じた「ふるさとサポート募金」を推進する。</p> <p>ウ 企業等の社員専用のWEB 募金箱を推進する。</p> <p>⑤ 10月1日に全国一斉に行われる共同募金運動の開始と募金を促すことを目的に街頭募金活動を実施する。</p> <p>⑥ 地域における共同募金運動の実施体制の整備や募金増強のために、市区町村共同募金委員会が行う事業を支援する。</p> <p>⑦ 封筒募金方式の戸別募金を推進する。</p> <p>⑧ 各種イベントにおいて、シンボルキャラクター「愛ちゃんと希望くん」の着ぐるみ等を活用し、啓発・募金活動を展開する。</p> <p>⑨ 共同募金運動を通じた福祉教育を推進する。</p> <p>ア 「赤い羽根協賛児童生徒作品(書道・ポスター)コンクール」の実施及び優秀作品を展示する。</p> <p>イ 学校募金ハンドブックや壁新聞などを活用する。</p> <p>ウ 教育関係諸団体に協力の依頼をする。</p> <p>⑩ 赤い羽根協力店を推進する。</p>

- ⑪ キャッシュレス化に対応するため、スマートフォンの決済アプリを利用した募金方法を推進する。
- ⑫ 募金機能付自動販売機のリーフレットを活用し、新規開拓に努める。
- ⑬ 図書カード・クオカード・募金バッジなど寄付金付きグッズや寄付つき商品の充実を図る。
- ⑭ 課題解決のためのテーマを設定した募金や新たな寄付者層に対する募金活動を推進する。
- ⑮ 共同募金への協力を通じた企業等の社会貢献活動を提案しながら、持続的な関係を構築する。
  - ア 企業等に対し、多様な寄付プログラムを提案するとともに、併せて「あいち赤い羽根応援団」への登録を促進する。
  - イ 関係諸団体に組織的な共同募金への協力を依頼する。
  - ウ 報道関係各社の協力を得て、報道関係歳末たすけあい募金を推進する。
  - エ 県内に本拠地を置くスポーツチームと連携し、試合開催時等における広報・募金活動の協力を依頼する。
  - オ 物品等による寄付の受け入れを推進する。
  - カ 特別協賛により広報資材を作製する。
- ⑯ 遺贈・相続寄付に関するパンフレットを活用し、関係機関の協力のもと、中央共同募金会と連携しながら、遺贈による寄付の受け入れを推進する。
- ⑰ 共同募金が住民に理解されるよう受配者に協力依頼をする。
  - ア 配分を受けた施設や団体に対し、当該施設、団体の事務所の玄関、活動場所など、地域住民から見える場所に「施設用ステッカー」を貼付・掲示し、共同募金が活用されていることを明示するよう徹底する。
  - イ 受配物品は、「受配ステッカー」の貼付、受配事業は、実施会場にのぼり旗による掲示や参加者に配付する資料等に表示するなど用途明示を徹底する。
  - ウ 受配者が発行する機関紙などに配分事業や共同募金の広報を依頼する。
  - エ 受配者の職域募金・街頭募金等、共同募金への積極的な参加協力を依頼する。

事業内容	具体的な事業展開
(2) 税制上の優遇措置の周知	<p>共同募金会への寄付金について、税制上の優遇措置の適用が受けられることについてリーフレット等に記載し、周知を図る。</p> <p>① 個人寄付 ・所得税に係る所得控除または税額控除 ・個人住民税に係る税額控除</p> <p>② 法人寄付 法人税法による全額損金算入</p>

## 2 共同募金目標額の設定及び配分の実施

事業内容	具体的な事業展開
(1) 共同募金目標額の設定	<p>社会福祉施設・団体からの要望を的確に把握し、目標額を設定する。</p> <p>① 社会福祉施設・団体からの受配申請書を受理</p> <p>② 配分委員会を経て理事会・評議員会での決定</p>
(2) 募金実績額に基づく配分計画の策定	<p>募金実績額を踏まえ、現状の社会課題や地域課題の解決に即した配分計画を策定する。</p> <p>① 配分委員会を経て理事会・評議員会で決定する。</p> <p>② 大規模災害がなく拠出の必要が生じなかった場合は、災害等準備金取り崩し分等を配分財源に加算する。</p>
(3) 配分の実施	<p>福祉施設の整備費や地域で活動する団体が行う事業費への配分を充実するとともに、地域福祉の推進を図るため、時代の新しい動きに柔軟に対応した配分を推進する。</p> <p>① 特定の地域課題の解決に取り組む団体を支援するため、「地域の課題解決事業」を推進する。</p> <p>② 防犯や防災対策など、住民が安心して暮らせる地域づくりを支援するため、「安心安全なまちづくり設備整備事業」を推進する。</p> <p>③ 社会的孤立や生活困窮など地域における課題解決のため、都道府県共同募金会が協調して取り組む全国共通助成テーマに同調した事業を推進する。</p> <p>④ 時代の動きに沿った柔軟な配分を推進する。</p>
(4) 受配事業の適正化	<p>書面により確認するとともに、必要に応じて実地調査を行う。</p>

### 3 顕彰・弔意等の実施

事業内容	具体的な事業展開
(1) 共同募金協力者に対する感謝等実施	① 多額寄付者に対する感謝 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県共同募金会長</li> <li>・中央共同募金会長</li> <li>・厚生労働大臣</li> <li>・褒章</li> </ul> ② 奉仕功労者に対する表彰・感謝 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県共同募金会長</li> <li>・中央共同募金会長</li> <li>・厚生労働大臣</li> </ul>
(2) 奉仕者の事故見舞	募金ボランティアが活動中に負傷等した場合、中央共同募金会奉仕者事故見舞金制度による申請手続きを行う。

### 4 災害に即応するための支援体制の整備

事業内容	具体的な事業展開
(1) 災害等準備金の積み立て及び災害時における支援	① 社会福祉法第 118 条に基づき、災害発生時に対応するため積み立てる。 ② 災害発生時のボランティア活動等の支援や福祉施設が被災した場合等の復旧経費の配分を行う。
(2) 災害義援金の募集	① 災害救助法が適用された場合、義援金を募集する。 ② 県外の災害に対しては、中央共同募金会からの依頼のもと義援金の募集について協力する。
(3) 災害時に備えるための支援	① 防災・減災等、万一の災害に備えた取り組みに対する設備整備等の支援を充実する。 ② 共同募金が災害時にも活用されることをPRするため、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練等において、のぼり旗の活用を推進する。



## 5 共同募金の組織体制の充実・強化

事業内容	具体的な事業展開
(1) 寄付金の適正な管理	① 内部管理体制の構築のもと、厳正かつ適切な事務処理を行うための運営の透明化を図る。 ② 法人の財政状態及び収支の状況を正確かつ明瞭にし、寄付者を含む関係者の負託の応えられるようにする。
(2) 市区町村共同募金委員会との連携強化及び研修の実施	① 市区町村共同募金委員会会長・事務局長合同会議 ② 市区町村共同募金委員会事務局長会議 ③ 研修会等 ア 市区町村共同募金委員会新任職員研修会 イ 市区町村共同募金委員会事務担当者会議 ウ 共同募金セミナー ④ 中央共同募金会等が実施する研修会への参加を支援する。 ⑤ 市区町村共同募金委員会を訪問し、意見交換を実施する。 ⑥ 共同募金運動に関する検討会を設置する。
(3) 市区町村共同募金委員会運営基盤の確立	① 中央共同募金会「70年答申」で推進することとされている、委員会そのものが適切に意思決定できる配分調整機能を備えた共同募金委員会とするため、社会福祉協議会と連携して移行を推進する。
(4) 社会福祉協議会等との連携	① 愛知県社会福祉協議会連絡会議 ② 社会福祉協議会、受配施設・団体との募金活動、配分に関する意見交換会
(5) 報道関係者との連携	報道関係歳末たすけあい募金配分打合せ会
(6) 中央共同募金会等との連携	① 都道府県共同募金会常務理事・事務局長会議 ② 都道府県共同募金会職員会議、研修 ③ 赤い羽根全国ミーティング ④ 東海北陸ブロック県社協・県共募専務・常務理事、事務局長会議 ⑤ 東海北陸ブロック県共同募金会職員研究協議会

## 6 会務の運営

事業内容	具体的な事業展開
(1) 法人の適正な運営	定款及び諸規程に基づき、法人の適切な運営を図る。 ① 評議員会 ② 理事会 ③ 監事監査 ④ 配分委員会 ⑤ 評議員選任・解任委員会

## 7 受配者指定寄付金（共同募金以外の寄付金）

事業内容	具体的な事業展開
(1) 受配者指定寄付金の取扱い	社会福祉事業及び更生保護事業を目的とする施設など、受配者を指定した寄付金について、取扱基準に基づき、受け入れ、配分を行う。

## 8 関連事業

事業内容	具体的な事業展開
(1) 車両競技公益資金記念財団助成金の交付要望事務の協力	車両競技公益資金記念財団への助成要望について、推薦業務を行う。
(2) 中央競馬馬主社会福祉財団助成事業への協力	中央競馬馬主社会福祉財団助成事業の情報提供を行う。

## 令和5年度愛知県共同募金会主要行事・会議等予定

月	日	会 議 名 等
4月	25日～26日	都道府県共同募金会職員会議(中央共同募金会主催)
	下旬	市区町村共同募金委員会新任職員研修会
	—	東海北陸ブロック県社協・県共募専務・常務理事、事務局長会議
5月	12日	愛知県共同募金会監事監査
	23日	愛知県共同募金会理事会
6月	5日	中央共同募金会理事会
	9日	愛知県共同募金会評議員会(定時)
		愛知県共同募金会理事会
7月	上旬	愛知県共同募金会配分委員会
	3日～4日	赤い羽根全国ミーティング(中央共同募金会主催)
	13日～14日	都道府県共同募金会常務理事・事務局長会議(中央共同募金会主催)
	中旬	市区町村共同募金委員会会長・事務局長合同会議
	25日	愛知県共同募金会理事会
8月	上旬	市区町村共同募金委員会事務担当者会議
	上旬	共同募金セミナー
	上旬	愛知県共同募金会評議員会
10月	1日	第77回赤い羽根共同募金運動開始
11月	1日～2日	都道府県共同募金会職員研修(中央共同募金会等主催)
	中旬	報道関係歳末たすけあい募金配分打合せ会
	中旬	東海北陸ブロック県共同募金会職員研究協議会(幹事:愛知県)
	11月～12月 に開催予定	全国社会福祉大会(中央共同募金会等主催)
12月	1日	地域歳末たすけあい運動(~31日)
		NHK歳末たすけあい運動(~25日)
	上旬	愛知県共同募金会配分委員会
22日	愛知県社会福祉大会	
2月	9日	都道府県共同募金会常務理事・事務局長会議(中央共同募金会等主催)
	下旬	連合愛知・愛知労福協寄付金寄託式
3月	5日	中央共同募金会評議員会
	上旬	愛知県共同募金会配分委員会
	中旬	施設入所等児童就職・進学支度支援金贈呈式
	中旬	愛知県共同募金会理事会
	下旬	愛知県共同募金会評議員会